

「軽自動車税引上げ前やエコカー減税の基準切替え前の購入がお得である」旨の表示について — 税制改正に関連した広告表示を行う際の留意点 —

本年4月1日から実施される軽自動車税の引上げ（翌年度以降）、及び今後、国会において審議される予定の自動車関連諸税の改正法案に基づき、店頭や広告等において「軽自動車税引上げ前やエコカー減税の基準切替え前に購入した方がお得である旨について表示したい」との問い合わせが当協議会に寄せられています。

しかしながら、軽自動車税の引上げは決定しているものの、エコカー減税対象車の基準切替えや軽自動車税のグリーン化特例の導入は、今後、国会において関連法案の審議が行われる自動車関連諸税見直しの動向次第であること、また、4月以降、各社が販売促進策を図るため、販売条件（値引き、ローン金利等）の見直しを行うことも考えられること等から、「お得」であるかどうかは不確定であると言えます。

したがって、「軽自動車税引上げ前やエコカー減税の基準切替え前の購入がお得である」旨の表示は、結果的に事実と異なるおそれがあり、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあります。

会員の皆様におかれましては、本資料の趣旨を踏まえ、適切な表示（商談の際の説明等含む）を行っていただきますよう、お願いいたします。

1. 軽自動車税の引上げに関連した広告表示の留意点について

（1）店頭や広告等において表示を行う際の留意点

「軽自動車税の引上げ前に購入した方がお得（有利）」である旨を断定的に表示する等、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示は行わないこと。

《問題となる（おそれのある）表示例》

- 軽自動車税は1.5倍に！！ 軽を買うなら 今が絶対お得！！
- お得に購入 するなら、軽自動車税増税前の 今がラストチャンス！！
- 急げ！軽自動車税引上げ前の 今買わないと損をする！！

⇒次頁に続く

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで info@aftc.or.jp
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

ただし、以下のように、事実に基づき、早めの検討を促すことは問題となりません。

《問題とならない表示例》

- 平成27年4月以降に新規届出した場合、軽自動車税(翌年度以降)が1.5倍(10,800円)に！！
軽自動車の購入をご検討中の方は、お早めにご相談下さい。

※一定の燃費基準を満たした車両については、購入の翌年度に限り軽自動車税の税率が25～75%減税されることが検討されています。(●月▲日現在の情報であり、今後の国会での審議の状況によっては変更となる場合があります。)

※車種やグレード、オプション、色などにより、届出までに時間を要する場合があります。

※詳しくは、当社スタッフまでお問い合わせ下さい。

(2) 軽自動車税に関する誤認防止のための対応

軽自動車税に関する誤認を防止するため、事実に基づき適切な表示(商談時の説明等含む)を行って下さい。

◆平成27年3月31日までの対応

①平成27年3月31日までに届出が確実な車両の場合

可能な限り早い時期から、届出が4月以降となった場合は、新税率が適用される旨及び軽自動車税の軽減措置が検討されている旨を表示すること。

②平成27年3月31日までの届出が確実ではない車両の場合

届出が4月以降となった場合は、新税率が適用される旨及び軽自動車税の軽減措置が検討されている旨を表示すること。

③平成27年3月31日までに届出ができない車両の場合

届出が4月以降となるため、新税率が適用される旨及び軽自動車税の軽減措置が検討されている旨を表示すること。

※ 表示する内容は、4月1日に近づくにつれて、①⇒②⇒③に変更していく必要があります。

2. エコカー減税（自動車重量税、自動車取得税）の基準切替え等に関連した 広告表示の留意点について

（1）店頭や広告等において表示を行う際の留意点

エコカー減税の基準切替え（対象車や減税率の変更）や適用期限の延長が決定していないにもかかわらず、あたかも決定したかのような表示は行わないこと。また、エコカー減税の基準切替え（対象車や減税率の変更）や適用期限の延長が決定した後、「税制改正前の購入がお得である」旨を断定的に表示する等、取引条件について、実際より有利であるかのように誤認されるおそれのある表示は行わないこと。

《問題となる（おそれのある）表示例》

＜エコカー減税の基準切替え等が決定前＞

- ・エコカー減税新基準導入決定！！ ●▲を購入するなら、今がチャンス！！

＜エコカー減税の基準切替え等が決定後＞

- ・●▲を購入するなら税制改正前の今が絶対お得！！

ただし、以下のように、事実に基づき早めの検討を促すことは問題となりません。

《問題とならない表示例》

- ・エコカー減税対象車の基準切替えが検討されています！！

●▲の購入をご検討中の方は、お早めにご相談下さい。＊

※現在検討中のエコカー減税の基準切替え（案）では、●▲はエコカー減税の対象外となる予定で、エコカー減税制度の適用を受けるには、自動車取得税については3月末、自動車重量税については4月末までの登録が要件です。（●月▲日現在の情報であり、今後の国会での審議の状況によっては変更となる場合があります。）

※車種やグレード、オプション、色などにより、登録（届出）までに時間を要する場合があります。

※詳しくは、当社スタッフまでお問い合わせ下さい。

（2）エコカー減税の基準切替え等に関する誤認防止のための対応

エコカー減税の基準切替え等に関する誤認を防止するため、事実に基づき適切な表示（商談時の説明等含む）を行って下さい。

◆平成27年3月31日までの対応

①「エコカー減税の基準切替えや適用期限の延長」が確定するまでの対応

エコカー減税は、基準切替えや適用期限の延長が検討されており、自動車取得税については登録（届出）が4月以降、自動車重量税については登録（届出）が5月以降となった場合は、新基準が適用される旨及び今後国会での審議の状況によっては変更となる場合がある旨を表示すること。

②「エコカー減税の対象範囲の見直しや適用期限の延長」が確定した後の対応

エコカー減税は、基準切替えや適用期限が延長されることとなり、自動車取得税については登録（届出）が4月以降、自動車重量税については登録（届出）が5月以降となった場合は、新基準が適用される旨を表示すること。